

生ごみ減量化処理機器購入費補助金交付要綱

平成7年4月1日

(総則)

第1条 一般家庭で発生した生ごみ等（有機質のごみで堆肥等に利用できるものをいう。以下同じ。）を自家処理するための生ごみ減量化処理機器(以下「処理機器」という。)の購入費の補助金の交付については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語)

第2条 この要綱において、処理機器とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 非電動型生ごみ処理器 微生物の活動を利用して生ごみの堆肥化又は減量化を行うことができる容器をいう。
- (2) 電動型生ごみ処理機 電力を利用して生ごみの堆肥化又は減量化を行うことができる機械（破砕処理型のものを除く。）をいう。
- (3) 小枝粉碎機 動力を利用して庭木の剪定枝等を粉碎する機械をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有していること。
- (2) 自己の責任において処理機器を設置し、適切に管理できること。
- (3) 堆肥化物を自家処理できること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、本市民が本市内に設置した処理機器の購入に要する費用とする。

2 前項に規定する補助の対象となる処理機器は、補助対象世帯1世帯について3基までとする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、予算の範囲内において、次の表に掲げるとおりとする。ただし、補助金額に100円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てる。

区分	補助金額	補助限度額
非電動型生ごみ処理器	購入に要する費用の4分の3以内	1基につき30,000円
電動型生ごみ処理機	購入に要する費用の2分の1以内	1基につき30,000円
小枝粉碎機	購入に要する費用の2分の1以内	1基につき30,000円

(申請書の添付書類)

第6条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、見積書その他処理機器の購入金額が分かるものとする。

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 領収書その他支出した額を証する書類
- (2) 処理機器の設置の状況を明らかにした配置図及び写真
- (3) 処理機器の保証書の写しその他製造番号が確認できるもの(製造番号がある処理機器の場合に限る。)

(その他)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、環境部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(補助金額の特例)

2 平成21年12月1日から平成22年3月31日までの間に市内の販売店等で処理機器を購入した者が同日までに補助金等交付申請書を提出した場合においては、第4条第1項中「2分の1」とあるのは「4分の3」と、「3万円」とあるのは「45,000円」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。